



ていはく「我等闕に詣てお問に及び、鍾の舌絶えらしめむと欲ふ」といふ。衆の僧願に隨ひ、鍾を鳴し経を転み、門を開きて奉め拜むと得しむ。既に使に従ひて参向で、授刀寮に禁めらる。すなはち皇子の誕生せるに依りて、時に朝廷大に賀ひ、大に赦したまひ、天下に册削を加へず、反りて官禄を衆人に賜ふ。御喜ぶること比無し。誠に知る、丈六の威光と誦経の功德とを。

五石川郡は、大坂府河内郡、羽曳野市、富田林市あたり。八多寺は、石川郡波多郷この郷名を載せる御籍が存するが、領域は不明に存したか。六季秋、の意か。阿弥陀仏、西方、秋、という連想にもとづくのであらう。七密種拾いと摩訶とのイミジの結びつきは、毛詩・小雅・大田にみえる。後漢書・范滂伝の排摺自登の注に、妻の落穂を拾ひ集めて五斛を得た、とみえる。本説話のばあい、どれほどの量を得たのだらうか。画師を供奉する程度の量かそれとも、下文の斎会(斎)との差懸でおこなつたのだらうか。八底本訓釈(博博行か)〔非悲か也〕。八底本訓釈(女口應)〔女久弥か〕。〔科スマム(名義抄)。二底本訓釈(綜綱)上(音意反、下句(句)区)。二、斎会に同じか。斎会は、僧に齋食(上卷二十四)鐵釜火、化為清涼風。二恩、焚論、に押置がところかられている。二五原文道遠報思。二追遠は、死者を憶うこと。報恩は、追善のおこない。追善を報恩とする例は、上卷三十線、下卷二十五線、など。下卷二十七線には、為(彼)惡靈、修善唱福(博博)とみえる。

第三十三線 あやしき妻(一)の説話。今昔物語集十一、十八に書集。

妻死にし夫の為に願を建て像を因絵きて験有りて火に焼けず異しき表を示す縁 第三十三

河内国石川郡の八多寺に、阿弥陀の画の像有す。其の里人云はく「昔此の寺の辺に賢婦有り。姓名伝はらず。其の夫死なむとする日に、斯の仏の像を造り奉らむことを願ふ。而れども縁貧しく遂げずして、多く歲月を経。終の秋に迄ることに種を拾ひ、すなはち画師を請へて、親つから載へ供養し、情を霑らむと泣き悼ぶ。画師歎みて、共同に心を発し、絵を綺り已畢りぬ。因りて濟会を設け、すなはち金堂に置き、恒に為に敬ひれむ。後に盗人火を放ち、其の堂のみな焼く。ただし斯の仏のみ独存り、かつて損はること無し。此れすなはち

六底本訓釈(敦厚也)は誤釈。七列に同じ。六天。儒教的な文飾である。南書・揚雄「上天存祐吉良」。底本訓釈(拓助也)。

第三十四線 今昔物語集・十七ノ四十八に書承。

婦人の共に威に祐けらるるをや」といふ。實にいはく「善きかな貞しき婦、遠追ひて恩を報ひ、秋に迄りて会を設け、誠に其の孰を知る。炎火列しといへども、尊き像焚けず。上天の祐くる所にして、加護何にか論はむ」と。絹の衣を盗ましめ妙現菩薩に帰願ひて後に其の絹の衣を得る縁 第三十四

三紀伊国安濃郡の信都寺の前に、昔一の家有り。絹の衣十、盗人に取らる。妙見菩薩に憑りて祈り願へども、盗まれし絹は木市の人に売られ、七日満たず。後に猛風来り、厥の精鹿に纏ひ、衣褰りて南を指して往き、主の家の庭に墮つ。衣の主得て、すなはち云はく「天の賜ふなり」といふ。買ひし人転へ聞き、すなはち盗まれし衣なることを知り、当頭きて求めず、冥嘿にして動かす。斯れまた奇異しき事なり。

六底本訓釈(可止利)。三原文各盜。「空が被動をあらわしているような印象を与えている。本書ではここにだけみえる例。三妙見菩薩。妙見菩薩像は、北原(北極星)を、一ツの結びつきは、下巻五線にもみえる。三和歌山県有田郡、有田市あたり。三末詳。今昔は「私部寺」とする。この寺に妙見菩薩像が安置されている、とは書かれていない。二底本訓釈(折今乃利)。三末詳。下文よりすれば、寺の北に位置する。三七七日前は願ひがかかえられなかつた。三底本訓釈(倭急意也)。六底本訓釈(猛風(川平之加世)。三底本訓釈(一かとり)に鹿(心)に取られる、といふところに笑いがめざれている。三衣がゆつたりとして示すことを、風に舞い上がっていることにより示している。底本訓釈(獲淨也)。三衣の主の立場でいふならば、盗まれた絹を北原に折つたところ北方より鹿が絹を運んで来た、といふことになる。三そらつてかやがや言つて。底本訓釈(当頭(川平)女安天)。名義抄に「詢ツ、メクとみえる。詢は、「阿鳥の鳴き声をあらわす」の異体字であらう。「つめく」は、おしやべりする意であらう。もつと大きな声のばあいには、「どめく」。「当頭」は、即時に「一斉にたちまち」の意。即座に衆議一決するのである。二底本訓釈(宴饗(合、饗也))。